

意見募集要領

自然再生基本方針は、自然再生推進法第7条に基づき、自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針として定められるものであり、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされております。

現行の自然再生基本方針の策定（令和元年12月）から5年が経過したことから、自然環境に関し専門知識を有する者で構成される「自然再生専門家会議」からの意見聴取等を行い、今般、「自然再生基本方針の見直し案」を作成したところです。

つきましては、本案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、令和6年10月11日（金）から同年11月10日（日）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 意見募集の対象

- ・自然再生基本方針 新旧対照表（案） （添付資料2）

2. 意見募集期間

令和6年10月11日（金）～同年11月10日（日）必着

3. 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合
e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「自然再生推進法に基づき定められる自然再生基本方針の見直し案に関する意見の募集（パブリックコメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」から、以下の＜意見提出様式＞により御提出ください。意見入力フォームは意見募集期間のみ有効です。

＜意見提出様式＞（e-Gov 利用の場合）

- 「提出意見」フォームには、下記のとおり御記載ください。
＜該当箇所＞添付資料○ ○頁 ○行目（意見対象箇所を明記してください。）
＜意見の要約＞（100字以内で記載してください。）
＜意見内容＞（2,000字以内で記載してください。）
＜意見の理由＞（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）
○「郵便番号」、「住所」、「姓」、「名」、「電話番号」、「メールアドレス」フォームも必ず御記入ください。

※御意見は、日本語で御提出ください。

※電話での御意見は承ることができませんので、あらかじめ御了承下さい。

- ② 郵送による提出の場合

以下の＜意見提出様式＞により、A4サイズの用紙に記載の上、封筒表面に「自然再生推進法に基づき定められる自然再生基本方針の見直し案に関する意見」と明記して、以下の宛先まで送付してください。

【提出先】 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
環境省自然環境局自然環境計画課パブリックコメント担当 宛て

③ 電子メールによる提出の場合

メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。なお、添付ファイルは受け付けられませんので、御了承ください。

【宛先】 shizen-saisei@env.go.jp

＜意見提出様式＞（郵送又は電子メールの場合）

件名：自然再生推進法に基づき定められる自然再生基本方針の見直し案に関する意見

宛先：環境省自然環境局自然環境計画課

氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）：

郵便番号・住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

- 1 該当箇所 添付資料○ ○頁 ○行目（意見対象箇所を明記してください。）
- 2 意見の要約（100字以内で記載してください。）
- 3 意見の内容（2,000字以内で記載してください。）
- 4 意見の理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

＜注意事項＞

- 意見は、日本語で提出してください。
- 意見内容は、2,000字以内で簡潔に記載願います。
- 記入漏れや、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効とさせていただきます。
- URLへの直接リンクによる御意見は無効とさせていただきます。
- 御意見に対する個別の回答はしかねます。
- 御提出いただいた御意見については、氏名、郵便番号、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。
- 意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際

に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

- 締切日までに到着しなかったものや下記に該当する内容については無効とさせていただきます。
 - ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容

4 資料の閲覧又は入手の方法

① インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 郵送による入手

郵送による送付を希望される方は、110 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封を同封の上、封筒表面に「自然再生推進法に基づき定められる自然再生基本方針の見直し案関係資料希望」と明記し、期限までに十分な余裕を持って、以下の宛先まで送付してください。切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。

【宛先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

環境省自然環境局自然環境計画課パブリックコメント担当 宛て

5 問合せ先

環境省自然環境局自然環境計画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話番号：代表 03-3581-3351（内線 9727）

直通 03-5521-8343